

磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 10 条の規定に基づき、墓地、納骨堂及び火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(墓地等の経営主体)

第 2 条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 4 条第 2 項に規定する宗教法人で主たる事務所を市内に有するもの
- (3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 2 条第 3 号に規定する公益法人で主たる事業所を市内に有するもの
- (4) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 62 条第 1 項に規定する社会福祉施設に入所している者のため墓地等を経営しようとする、同法第 22 条に規定する社会福祉法人
- (5) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項に規定する地縁による団体
- (6) 現に墓地を所有する個人であつて、災害の発生又は公共事業の施行によりやむを得ない事情があると市長が認めた場合

(墓地等の経営に使用する敷地等)

第 3 条 墓地等の経営に使用する敷地及び施設は、墓地等の経営の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）が所有し、又は許可後遅滞なく所有するものとし、かつ、所有権以外の権利が設定されていないものとする。

(墓地等の経営の許可の申請)

第 4 条 法第 10 条第 1 項の規定により墓地等の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者が地方公共団体の場合は、許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- (2) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）の場合は、その法人の規則、定款の写し及び商業登記簿の登記事項証明書並びに許可の申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- (3) 墓地等の位置図及び付近の略図
- (4) 墓地等の敷地の登記事項証明書、公図の写し及び求積図

- (5) 墓地等の維持管理の方法を明らかにする書類
- (6) 収支予算書その他の墓地等の経営に関する書類
- (7) 墓地にあっては、その区域及び施設等の配置を明らかにする平面図
- (8) 納骨堂及び火葬場にあっては、その敷地及び建物の平面図並びに構造設備を明らかにする図面
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(墓地等の変更の許可の申請)

第5条 法第10条第2項の規定により墓地等の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書(様式第2号)に次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 前条第1号から第6号までに掲げる書類及び図面。ただし、規模の縮小又は一部廃止のみの場合、同条第1号から第4号までに掲げる書類等
- (2) 変更の内容を明らかにする図面
- (3) 改葬を必要とする場合にあっては、改葬済みであることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(墓地等の廃止の許可の申請)

第6条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(様式第3号)に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1号から第3号に掲げる書類及び図面
- (2) 墓地等の敷地の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 墓地又は納骨堂にあっては、改葬済みであることを証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(みなし許可の届出)

第7条 法第11条第1項又は第2項の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされる場合は、その墓地又は火葬場を経営する者は、速やかにみなし許可届(様式第4号)に、都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定による認可若しくは承認又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)の規定による事業計画の認可を受けたことを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(墓地及び火葬場の設置場所)

第8条 墓地及び火葬場の設置場所は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 飲料水を汚染するおそれがない等公衆衛生の見地から支障がないと認められる場所であること。
- (2) 地すべり、出水等災害のおそれの少ない場所であること。

(墓地の構造設備)

第9条 墓地の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 墓地の境界には、垣根等が設けられていること。ただし、土地の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。
 - (2) 個々の墳墓に接し、かつ、支障なく墓参することができる通路が設けられていること。ただし、構造設備が特殊であり必要がないと認められる場合は、この限りでない。
 - (3) ごみ処理設備、給水設備及び排水溝が設けられていること。ただし、公衆衛生上支障がないと認められる場合は、この限りでない。
 - (4) 管理事務所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。
- 2 5ヘクタール以上の墓地（墓地を拡張する場合において既存の部分の面積に拡張する部分の面積を加えて5ヘクタール以上となるときは、その拡張する部分に限る。）は、前項に定めるもののほか、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 墳墓の面積の総計は、全墓地面積の3分の1以下であること。
 - (2) 墳墓の周囲には、かん木等を配置した適切な緑地帯が設けられ、墓地内には、緑地が適正に配置されていること。
 - (3) 墳墓1区画当たりの面積は、3平方メートル以上であること。

(納骨堂の構造設備)

第10条 納骨堂の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 耐火構造であること。
- (2) 換気設備が設けられていること。
- (3) 施錠設備が設けられていること。
- (4) 礼拝に必要な施設、管理事務所、休憩所、便所及び駐車場が設けられていること。ただし、周囲の状況により必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(火葬場の構造設備)

第11条 火葬場の構造設備は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 火葬場の境界には、周辺の景観と調和した垣根等が設けられていること。
- (2) 火葬炉は、防臭及び防じんについて十分な能力を有すものであること。
- (3) 霊安所及び残灰庫が設けられていること。
- (4) 火葬場の規模に応じた管理事務所、待合所、便所及び駐車場が設けられていること。

(墓地の工事完了の届出等)

第 12 条 墓地の経営又は変更の許可を受けた者は、墓地の新設又は変更の工事が完了したときは、墓地工事完了届（様式第 5 号）を市長に提出して、その検査を受けなければならない。

2 市長は、前項の検査の結果、支障がないと認めるときは、墓地工事完了検査確認通知書（様式第 6 号）を交付するものとする。

3 墓地の経営又は変更の許可を受けた者は、前項の検査を受けた後でなければ、その墓地を使用してはならない。

(住所等の変更の届出)

第 13 条 墓地等を経営する者は、次に掲げる事項を変更したときは、速やかに住所等変更届（様式第 7 号）を市長に提出しなければならない。

(1) 住所（法人にあつては、その主たる事務所の所在地）

(2) 氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

(3) 墓地等の名称

(許可書の交付)

第 14 条 市長は、次の各号に掲げる申請に基づいて許可をしたときは、それぞれ当該各号に定める許可書を当該申請者に交付するものとする。

(1) 第 4 条の規定による墓地の経営の許可の申請 墓地経営許可書（様式第 8 号）

(2) 第 4 条の規定による納骨堂の経営の許可の申請 納骨堂経営許可書（様式第 9 号）

(3) 第 4 条の規定による火葬場の経営の許可の申請 火葬場経営許可書（様式第 10 号）

(4) 第 5 条の規定による墓地の変更の許可の申請 墓地変更許可書（様式第 11 号）

(5) 第 5 条の規定による納骨堂の変更の許可の申請 納骨堂変更許可書（様式第 12 号）

(6) 第 5 条の規定による火葬場の変更の許可の申請 火葬場変更許可書（様式第 13 号）

(7) 第 6 条の規定による墓地の廃止の許可の申請 墓地廃止許可書（様式第 14 号）

(8) 第 6 条の規定による納骨堂の廃止の許可の申請 納骨堂廃止許可書（様式第 15 号）

(9) 第 6 条の規定による火葬場の廃止の許可の申請 火葬場廃止許可書（様式第 16 号）

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の磐田市墓地、埋葬等に関する規則（平成 11 年磐田市規則第 22 号）、福田町墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務取扱いに関する規則（平成 11 年福田町規則第 3 号）、竜洋町墓地、埋葬等に関する規則（平成 11 年竜洋町規則第 7

号)、豊田町墓地、埋葬等に関する規則(平成11年豊田町規則第2号)又は豊岡村墓地、埋葬等に関する規則(平成11年豊岡村規則第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年12月17日規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月15日規則第43号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際現にこの規則の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の磐田市墓地、埋葬等に関する規則の様式により作成されている様式は、改正後の磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の様式とみなす。

3 改正後の磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定は、この規則の施行の日以後の磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則の規定に基づく申請から適用し、同日前になされた磐田市墓地、埋葬等に関する規則の規定に基づく申請については、なお従前の例による。

様式第1号(第4条関係)

墓地等経営許可申請書

年 月 日

磐田市長

住所(所在地)
申請者
氏名(名称及び代表者氏名)

墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項の規定により
墓地 納骨堂 の経営の許可を受け
火葬場

たいので、次のとおり申請します。

記

墓地等の名称	
管理事務所の所在地	
墓地等の構造設備及び所在地、面積等	
管理の方法	
申請の理由	
墓地工事着手予定年月日	
墓地工事完了予定年月日	

(注) 墓地等の構造設備及び所在地、面積等の欄は、墓地は別紙1、納骨堂は別紙2、火葬場は別紙3とすること。

別紙1 (墓地の場合)

	項 目	内 容		
構 造 設 備	境界の垣根等の種類			
	墓参のための通路の状況	道路敷きの材料	幅員	
	ごみ処理設備の種類及び位置			
	給水設備の位置			
	排水溝の構造			
	管理事務所の位置			
	便所の位置			
	駐車場の位置			
	所 在 地 ・ 面 積 等	所在地	地目	地積(実測面積)
			()m ²	
合計(A)		()m ²		
墳墓の面積の総計(B)		m ²		
墓所率(B/A)		%		
墳墓の区画数		区画		
墓地の種類		死体埋葬・焼骨埋蔵・併用		

(注) 墓所率は、墓地の実測面積に対する比率を記入すること。

別紙2 (納骨堂の場合)

構造設備	項 目	内 容		
	施設の耐火構造の種類			
	施設の換気設備の種類			
	施設出入口の施錠設備の種類			
	礼拝に必要な施設の位置			
	管理事務所の位置			
	休憩所の位置			
	便所の位置			
	駐車場の位置			
所在地・面積等	所在地	地 目	地積(実測面積)	所有者の氏名
			()m ²	
	合 計		()m ²	
	建 築 構 造	造 階建て		
	建 築 面 積	m ²		
	延 べ 床 面 積	m ²		
	焼 骨 の 収 蔵 数	体		

別紙3 (火葬場の場合)

構造設備	項目	内容		
	境界の垣根等の種類			
	火葬炉の排ガス処理の方法			
	霊安所の位置			
	残灰庫の位置			
	管理事務所の位置			
	待合所の位置			
	便所の位置			
所在地・面積等	駐車場			
	所在地	地目	地積(実測面積)	所有者の氏名
			()m ²	
	合計		()m ²	
	建築構造	造 階建て		
	建築面積	m ²		
	延べ床面積	m ²		
	火葬炉の数	基		
炉の形式				
燃料の種類				

様式第2号(第5条関係)

墓地等変更許可申請書

年 月 日

磐田市長

申請者 住所(所在地)
氏名(名称及び代表者氏名)

墓地の区域
墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により納骨堂の施設の変更の許可を
火葬場の施設

受けたいので、次のとおり申請します。

記

墓地等の名称	
管理事務所の所在地	
墓地等の構造設備及び所在地、面積等	
許可年月日及び番号	
管理の方法	
変更の理由	
墓地工事着手予定年月日	
墓地工事完了予定年月日	

(注) 墓地等の構造設備及び所在地、面積等の欄は、墓地は別紙1、納骨堂は別紙2、火葬場は別紙3とすること。

別紙1 (墓地の場合)

	項 目		内 容				
	構 造 設 備	境界の垣根等の種類					
墓参のための通路の状況		道路敷きの材料	幅員				
ごみ処理設備の種類及び位置							
給水設備の位置							
排水溝の構造							
管理事務所の位置							
便所の位置							
駐車場の位置							
所在地 ・ 面積 等	所在地	地目	地積(実測面積)				所有者の氏名
			変更前	増加	減少	変更後	
			m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	合計(A)		m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	墳墓の面積の総計(B)		m ²	m ²	m ²	m ²	
	墓所率(B/A)		%	%	%	%	
	墳墓の区画数		区画	区画	区画	区画	
墓地の種類		死体埋葬・焼骨埋蔵・併用					

(注) 墓所率は、墓地の実測面積に対する比率を記入すること。

別紙2 (納骨堂の場合)

構 造 設 備	項 目		内 容				
	施設の耐火構造の種類						
	施設の換気設備の種類						
	施設出入口の施錠設備の種類						
	礼拝に必要な施設の位置						
	管理事務所の位置						
	休憩所の位置						
	便所の位置						
	駐車場の位置						
所 在 地 ・ 面 積 等	所在地	地 目	地 積(実測面積)				所有者の氏名
			変更前	増 加	減 少	変更後	
			m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	合 計		m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
・ 面 積 等	建 築 構 造	変更前	造 階建て		変更後	造 階建て	
		変 更 前	増 加	減 少	変 更 後		
	建 築 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²		
	延 べ 床 面 積	m ²	m ²	m ²	m ²		
焼骨の収蔵数	体	体	体	体			

別紙3 (火葬場の場合)

構 造 設 備	項 目		内 容				
	境界の垣根等の種類						
	火葬炉の排ガス処理の方法						
	霊安所の位置						
	残灰庫の位置						
	管理事務所の位置						
	待合所の位置						
	便所の位置						
	駐車場の位置						
所 在 地 ・ 面 積 等	所在地	地目	地積(実測面積)				所有者の氏名
			変更前	増加	減少	変更後	
			m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	合 計		m ² ()	m ² ()	m ² ()	m ² ()	
	建築構造	変更前	造 階建て		変更後	造 階建て	
		変 更 前	増 加	減 少	変 更 後		
	建築面積		m ²	m ²	m ²	m ²	
	火葬炉の数		基	基	基	基	
	炉の形式	変更前			変更後		
	燃料の種類	変更前			変更後		

様式第3号(第6条関係)

墓地等廃止許可申請書

年 月 日

磐田市長

住所(所在地)
申請者
氏名(名称及び代表者氏名)

墓地
墓地、埋葬等に関する法律第10条第2項の規定により納骨堂の廃止の許可を受けたい
火葬場

ので、次のとおり申請します。

記

墓地等の名称				
所在地・面積等	所在地	地目	地積	所有者の氏名
			m ²	
	合計		m ²	
	建築構造	造 階建て		
	建築面積	m ²		
	延べ床面積	m ²		
許可年月日及び番号				
廃止の理由				
改葬の内容				

様式第4号(第7条関係)

み な し 許 可 届

年 月 日

磐田市長

住所(所在地)
届出者
氏名(名称及び代表者氏名)

都市計画事業
土地区画整理事業

により

墓地
火葬場

新設
変更するので、磐田市墓地、埋葬等に関する法律
廃止

施行細則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

墓地又は火葬場の名称	
墓地又は火葬場の所在地	
事業の名称	
事業の概要	

様式第5号(第12条関係)

墓 地 工 事 完 了 届

年 月 日

磐田市長

住所(所在地)
届出者
氏名(名称及び代表者氏名)

墓地の工事が完了したので、磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

許 可 の 区 分	経 営 ・ 変 更
墓 地 の 名 称	
墓 地 の 所 在 地	
許可年月日及び番号	
墓地工事着手年月日	
墓地工事完了年月日	
施 工 業 者 名	

様式第6号(第12条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長 印

墓地工事完了検査確認通知書

年 月 日付けで墓地の工事完了の届出があった下記の墓地については、磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第12条の規定による検査の結果、使用して支障ないことを確認したので、通知します。

記

- 1 墓地の名称
- 2 墓地の所在地
- 3 墓地の面積
- 4 許可年月日
- 5 許可番号

様式第7号(第13条関係)

住 所 等 変 更 届

年 月 日

磐田市長

住所(所在地)
届出者
氏名(名称及び代表者氏名)

住所等を変更したので、磐田市墓地、埋葬等に関する法律施行細則第13条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

墓 地 の 名 称		
墓 地 の 所 在 地		
許 可 年 月 日 及 び 番 号		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

様式第8号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長 印

墓地経営許可書

年 月 日付けで申請のあった墓地の経営については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

墓地の所在地	墓地の面積
	m ²
墓地の面積の合計	m ²
墓地の区画数	区画

様式第9号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



納骨堂経営許可書

年 月 日付で申請のあった納骨堂の経営については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

1 名称

2 所在地及び面積 所在地

面積 m^2

3 建築構造 造 階建て

4 建築面積 m^2

5 延べ床面積 m^2

6 焼骨の収蔵数 体 区画

様式第10号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



火葬場経営許可書

年 月 日付で申請のあった火葬場の経営については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 名称
- 2 所在地及び面積 所在地
面積 m^2
- 3 建物構造 造 階建て
- 4 建築面積 m^2
- 5 延べ床面積 m^2
- 6 火葬炉の数 基

様式第11号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



墓地変更許可書

年 月 日付で申請のあった墓地の区域の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

墓地の所在地	墓地の面積及び区画数			
	変更前	増加	減少	変更後
	m ²	m ²	m ²	m ²
墓地の面積の合計	m ²	m ²	m ²	m ²
墓地の区画数	区画	区画	区画	区画

様式第12号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



納骨堂変更許可書

年 月 日付けで申請のあった納骨堂の区域の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

名称		
	変更前	変更後
所在地		
敷地の面積	m ²	m ²
建築構造	造 階建て	造 階建て
建築面積	m ²	m ²
延べ床面積	m ²	m ²
焼骨の収蔵数	体	体

様式第13号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



火葬場変更許可書

年 月 日付けで申請のあった火葬場の施設の変更については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

名称		
	変更前	変更後
所在地		
敷地の面積	m ²	m ²
建築構造	造 階建て	造 階建て
建物面積	m ²	m ²
延べ床面積	m ²	m ²
火葬炉の数	基	基

様式第14号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



墓地廃止許可書

年 月 日付で申請のあった墓地の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

所在地の面積	墓地の許可済の面積	墓地の廃止面積
	m ²	m ²
面積の合計	m ²	m ²

様式第15号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



納骨堂廃止許可書

年 月 日付で申請のあった納骨堂の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 敷地の面積 m^2
- 4 建築構造 造 階建て
- 5 建築面積 m^2
- 6 延べ床面積 m^2
- 7 焼骨の収蔵数 体

様式第16号(第14条関係)

第 号
年 月 日

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名) 様

磐田市長



火葬場廃止許可書

年 月 日付けで申請のあった火葬場の廃止については、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第10条第2項の規定により、下記のとおり許可します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 敷地の面積 m^2
- 4 建築構造 造 階建て
- 5 建物面積 m^2
- 6 延べ床面積 m^2
- 7 火葬炉の数 基